

指定短期入所生活介護事業及び
指定介護予防短期入所生活介護事業

長生園ショートステイサービス
運 営 規 程

社会福祉法人 長生会

指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業 長生園ショートステイサービス 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長生会が設置経営する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業「長生園短期入所生活介護事業」の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 指定短期入所介護事業のサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮した上で、従業者は一人ひとりの利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握し、その日常生活上の活動の適切な援助を行う。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の事業においては、利用者の生活機能の維持または向上を目指すことができるよう援助をする。
 - 3 利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行う。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 5 指定介護短期入所生活介護等の事業においては、適切な利用者へのサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じる。
 - 6 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2章 職員及び職務分掌

（職員の区分及び定数）

第3条 指定短期入所生活介護等の事業の遂行のため次の職員を置く。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護職員 | 3名以上(内ユニットリーダー1名) |
| (4) 看護職員 | 1名以上 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (6) 医師（嘱託医） | 1名 |
| (7) 管理栄養士又は栄養士 | 1名 |
| (8) 調理員その他の従業者 | 実情に応じた適当数 |

（職務分掌）

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

事業の業務を管理し、職員の指揮監督を行う。

(2) 生活相談員

利用者の入退居、生活相談及び処遇の企画立案、実施に関すること。

(3) 介護職員又は看護職員

介護職員：他の職種と密接な連携のもとに利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に関すること。

看護職員：医師の診察補助及び指示のもとに利用者の看護、施設の保健衛生業務に関すること。

(4) 機能訓練指導員

利用者が自立した日常生活ができるよう必要な機能訓練に関すること。

(5) 医師(嘱託医)

利用者の健康管理、医療及び機能訓練等の指示に関すること。

(6) 管理栄養士及び栄養士

利用者の献立及び栄養に関する事務並びに調理給食の実務の指導に関すること。

(7) 調理員

利用者の調理給食の業務に関すること。

第3章 定員

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は10名とし、1ユニット（10室）を特別養護老人ホーム長生園（指定介護老人福祉施設）内に併設し運営する。

第4章 指定短期入所生活介護等の内容及び利用料

（指定短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴

(2) 排泄

(3) 食事

(4) 機能訓練

(5) 送迎

(6) その他日常生活上の世話

（指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 相談援助

(2) 機能訓練

(3) 看護及び医学的管理下における介護

(4) 食事及びその他のサービス

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（指定短期入所生活介護等の開始及び終了）

第9条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族等の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護等を提供する。

- 2 居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）その他保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定短期入所生活介護等の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護等の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

（受給資格等の確認）

第12条 指定短期入所生活介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等の提供を行う。

（負担割合証の確認）

第13条 前条の規定により利用契約を行うに際しては、第29条第1項又は第2項に規定する負担割合証の提示を求め、負担割合及び有効期限を確かめるものとする。ただし、次条に規定する利用者については、この限りでない。

- 2 管理者は、利用者に対し、負担割合証に記載された利用者負担の割合等が変更されたときは、遅滞なく、新たな負担割合証の提示がなされるようあらかじめ同意を得るものとする。

（要介護認定等の申請等に係る援助）

第14条 指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援又は介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期

間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（心身の状況の把握）

第15条 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第16条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族等に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族等に対し、介護予防サービス計画の作成を指定介護予防支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、指定介護予防支援事業者等に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第17条 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護等を提供する。

（サービス提供の記録）

第18条 指定短期入所生活介護等を提供した際には、当該指定短期入所生活介護等の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護等について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第19条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（指定短期入所生活介護等の取扱方針）

第20条 指定短期入所生活介護等は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症である要介護の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 指定短期入所生活介護等を行うに当たっては、利用する期間が相当以上にわたり継続する利用者については、短期入所生活介護等計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 サービスは、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう

配慮して行う。

- 5 サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態あるいは要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 6 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。
- 7 サービスは、利用者のプライバシーの保護及び個人情報の保護に配慮して行う。
- 8 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（短期入所生活介護等計画の作成）

第21条 利用期間が相当以上にわたり継続することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護等計画を作成する。

- 2 管理者は、短期入所生活介護等計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護等計画を作成し、利用者又はその家族等に対し、その内容等について説明を行う。
- 3 短期入所生活介護計画等の作成に当たっては、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

（介 護）

第22条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護等の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

（食事の提供）

第23条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床してユニットの食堂でするものとする。

（機能訓練）

第24条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第25条 医師（嘱託医）及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 医師(嘱託医)は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

（相談及び援助）

第26条 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（レクリエーション等）

第27条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者の家族等との連携を図るように努める。

（利用者に関する保険者への通知）

第28条 指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（指定短期入所生活介護等の利用料）

第29条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村が要介護被保険者等に対し交付する利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）に基づき、要介護認定を受けた要介護度による居宅サービス提供の上限の額の1割、2割又は3割の額とする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスである場合は、負担割合証に基づき要支援認定による居宅サービス提供の上限の額の1割、2割又は3割の額とする。
- 3 滞在費（光熱水費相当額）及び食費（食材料費及び調理費相当額）については、別表1に掲げる額とする。
- 4 法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護等の利用料 前3項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスを提供した場合、その上限を超えるサービスは利用者の全額自己負担とする。
 - (1) 入 浴
 - (2) 清 拭
 - (3) 排 泄
 - (4) 利用者が選定する特別な食事 実費
 - (5) 送迎費用 通常の実施地域以外の地域への送迎の場合、1キロメートル当たり40円
 - (6) 理美容代 実費
 - (7) 日常生活に通常必要な費用
- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、書面により同意を得るものとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

（送迎の実施地域）

第30条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- (1) 伊万里市
- (2) 伊万里市に隣接する市、町のうち、武雄市及び有田町

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

（健康保持）

第31条 利用者は努めて健康に留意すること。

（入居生活上のルール）

第32条 利用者並びにその家族等は、指定短期入所生活介護等の提供を受ける際に、次の事項に留意すること。

- (1) 火気の使用は一切禁止するものとし、施設及び敷地内は禁煙とする。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
 - (3) 指定短期入所生活介護等のサービス従業者(介護職員等)に対するハラスメント行為をしてはならない。
 - (4) サービス提供の職員の個人情報の提供を求める場合や写真の撮影、SNS等への投稿などは、本人の同意を得た上で行う。
 - (5) その他管理者が定めたこと。
- 2 利用者並びにその家族等が、前項の各号に掲げる行為を再三にわたり行った場合は、当該入居者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

第7章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第33条 指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力病院(前田病院)へ連絡を行うなどの必要な措置を行う。

（事故発生時の対応）

第34条 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第8章 非常災害対策

（非常災害等の対策）

第35条 事業者は、非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施する。感染症の発生や万一災害等に被災した場合でも、指定短期入所生活介護等が継続して提供できるよう業務継続計画(BCP)を作成の上、事業所従事者の研修会や訓練(シミュレーション)などを実施して体制の整備に努める。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第9章 虐待防止

（虐待防止に関する事項）

第36条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第10章 その他の運営に関する事項

（勤務体制の確保等）

第37条 事業者は、利用者に適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業者は、当該指定短期入所生活介護等の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。また、介護に直接携わる職員のうち、資格を有さない職員については、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。

（提 示）

第38条 指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

（個人情報等の秘密保持）

第39条 指定短期入所生活介護等事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定短期入所生活介護等事業に従事した職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 4 その他、利用者の個人情報等の取扱いについては、別途規定を定める。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第40条 事業者は、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、要介護者及び要支援者等を当該事業所のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第41条 提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容等を調査して必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定短期入所生活介護等に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（身体拘束に関する事項）

第42条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（衛生管理等）

第43条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業者は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（会計の区分）

第44条 指定短期入所生活介護等の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護等の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第45条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年2月1日から施行する。
2. 令和3年10月1日施行の長生園ショートステイサービス運営規程は廃止する。